

## 規制改革要望

技適未取得機器を用いた実験等の特例制度、及び、  
技適マークの表示に関する課題について

2026年3月19日

株式会社アイシン 総合企画部 渉外室

一般社団法人日本経済団体連合会

デジタルエコノミー推進委員会 国際戦略WG委員

小出 富雄

# 技適未取得機器を用いた 実験等の特例制度について

# 背景①

- 日本の電波法では、電波を利用するためには、**総務大臣の免許**を受けるのが原則
- 混信・妨害等の影響を与える度合いが比較的低い無線設備については、**登録証明機関の審査・証明**により免許不要で利用を可能とするのが、**基準認証制度**
- 無線設備 1 台ごとに審査・認証を受けるのが**技術基準適合証明**、無線設備を生産するにあたり設計に対して審査・認証をうけるのが**工事設計認証**

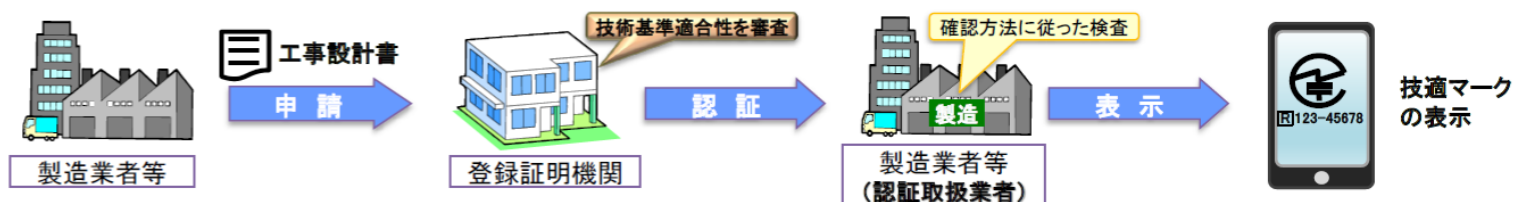
## 1 技術基準適合証明(電波法第38条の6)

特定無線設備1台ごとに技術基準適合性を審査し、証明するもの。



## 2 工事設計認証(電波法第38条の24)

特定無線設備の工事設計の技術基準適合性及び当該無線設備がその工事設計に合致することの確認方法を審査し、認証するもの。



## 背景②

- Wi-Fi、Bluetooth等の無線規格は国際標準化が図られ、国際的に開発・流通されている一方、日本市場の重要度が低下している現状から、**技適未取得の無線設備が増加**。日本の国際競争力強化を図るには革新的な新製品を開発することが重要であることから、一定の技術基準に適合する場合は、**届出により180日以内**に限って使用可能に（2019年開始）

### 特例により可能となる実験等の例



# 実験等の特例制度の規定内容①

## 電波法

### 第4条（無線局の開設）

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

（略）

三 空中線電力が1ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、第4条の3の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、適合表示無線設備のみを使用するもの

### 第4条の2（次章に定める技術基準に相当する技術基準に適合している無線設備に係る特例）

2 第3章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準に適合している無線設備を使用して実験等無線局（科学若しくは技術の発達のための実験、電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査に専用する無線局をいう。）を開設しようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出ることができる。

（略）

3 前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る同項の実験等無線局に使用される同項の無線設備は、適合表示無線設備でない場合であっても、前条第3号の規定の適用については、当該届出の日から同日以後180日を超えない範囲内で総務省令で定める期間を経過する日・・・までの間に限り、適合表示無線設備とみなす。

# 実験等の特例制度の規定内容②

## 電波法施行規則

**第6条の2の4** 法第4条の2第2項の総務省令で定める無線局は、次に掲げる無線局であつて、総務大臣が別に告示する条件に適合するものとする。

(略)

2 法第4条の2第3項の総務省令で定める期間は、**180日**とする。

**無線設備が法第4条の2第2項の法第3章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準に適合する事実の確認方法（令和元年総務省告示第265号）**

無線設備が相当技術基準に適合する事実の確認方法は、次のいずれかの措置とする。ただし、確認を行う相当技術基準が法第3章に定める技術基準である場合においては、二の措置に限る。

(略)

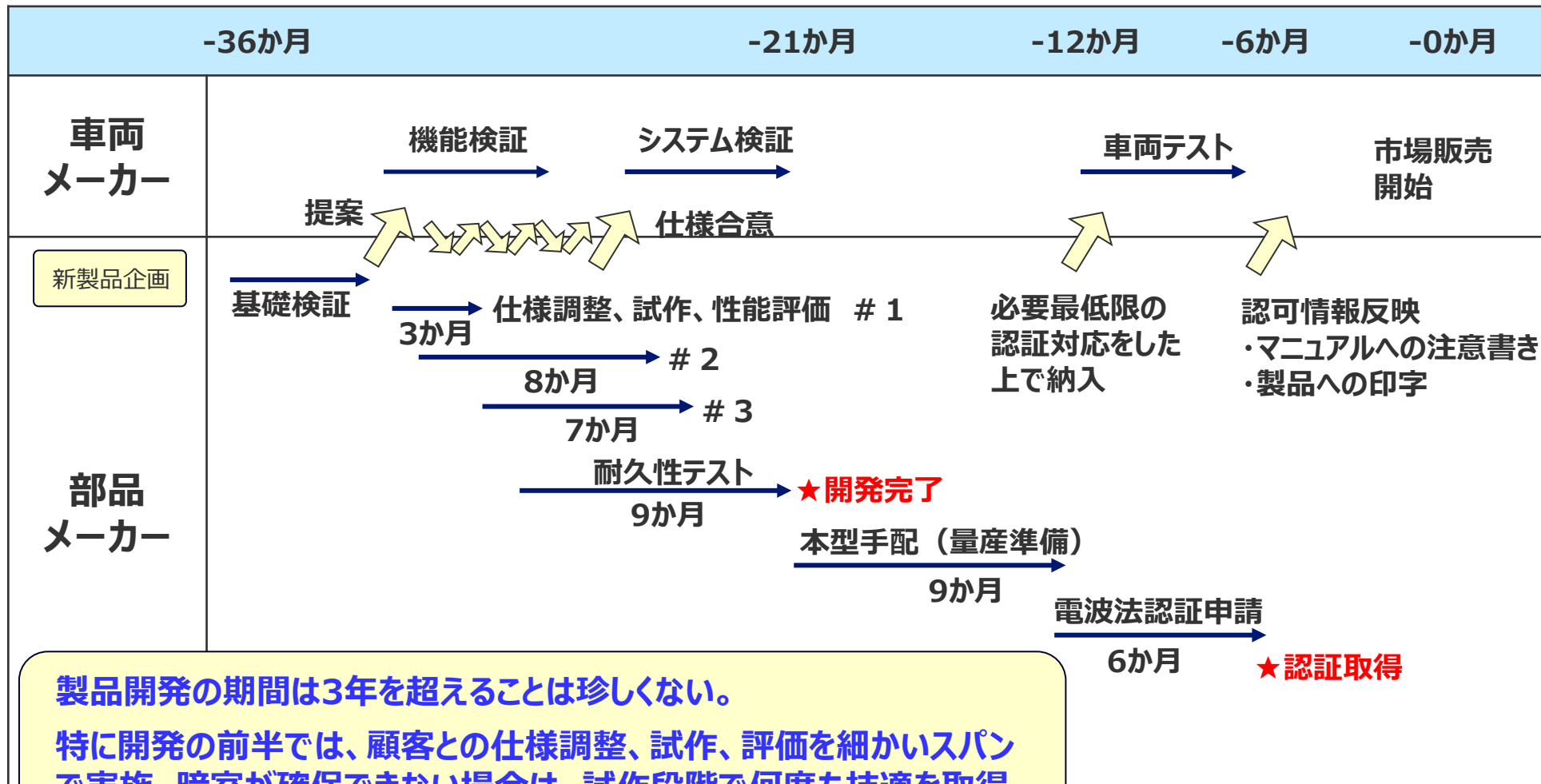
二 **無線設備が、相当技術基準及び法第3章に定める技術基準に適合している旨をイに掲げる資格を有する無線従事者が確認**し、無線局免許手続規則第31条の届出書にロに掲げる事項を記載すること

イ 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、航空無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士又は第一級アマチュア無線技士

# 課題

- 180日以内に実験等を終わられるケースは少なく（特に量産開発の一環としての実験等）、また、同一目的での届出は認められていない。
- 180日を超過した場合は、電波暗室等の適切な場所を確保して実験等を行うか、技適を取得することになるが、レンタル可能な電波暗室の数は限られており、移動工数も発生するため、**実験スケジュールの長期化やコストの増加**につながっている。
- 他方、実験段階において技適を取得する場合、申請、評価、認可までの費用、リードタイムがかかってしまう。特に、**工事設計認証を取得している製品の構成部品が調達困難になる事案が発生した場合、グローバルで認証の維持のための実験、申請が集中し、登録証明機関の暗室が取り合い**となる。通常、量産のための実験の方が優先度が高いため、**開発は後回し**に。
- また、開発段階では微小なアレンジを何度も行うが、**現行の技適制度（法第38条の6）は个体認証**（1台ごとに無線機器の審査・試験を行う）であり、**改造禁止**のため、開発段階ごとに何度も技適を取得する必要が生じる。

# 車載無線機器の開発期間の一例



製品開発の期間は3年を超えることは珍しくない。

特に開発の前半では、顧客との仕様調整、試作、評価を細かいスパンで実施。暗室が確保できない場合は、試作段階で何度も技適を取得する必要があり、開発期間、費用が増す要因に。

また、特例申請を使用した場合でも、同一目的で180日を超えるケースは少なくない。耐久テストでは、通常180日を超える。

# 改革要望

- 電波利用秩序や混信リスクは、出力、周波数帯、利用場所等によって決まるのであって、期間の長短によって決まるものではない。研究開発目的での技術基準適合証明未取得機器の利用に関し、電波に関する外国の認証（FCC ID、CEマーク等）を取得済みの場合、無線従事者が電波法の技術基準に適合することを確認している場合など、一定の安全性が担保されている状況においては、電波法第4条の2第2項の届出を不要（もちろん技適取得も不要）とすることをお願いしたい。
- 開発段階の無線機器を認証・届出の対象とする国は少ない。一定の場所あるいはプロジェクトを対象とした届出制度も検討の方向性として加えていただきたい。
- すぐに恒久的な制度見直しが実現できない場合は、届出による有効期間を最長2年程度に延長いただきたい（過去実績では、2年以内に研究開発が終わることが多かったため）。

# 改革による効果

特例期間180日以内に開発が終了しない届出が年間15件ある会社の場合

■ 15件すべてにおいて、技適を取得する場合

・申請費用（管理工数含む）：約100万円／件 × 15件 = 1500万円

・技適取得までの期間：約2か月間

→規制改革により、年間約1500万円のコスト削減、及び開発期間の2か月短縮

■ 15件すべてにおいて、電波暗室を借りる場合（50日利用することを想定）

・レンタル料：約30万円／日 × 50日 × 15件 = 2.25億円

→規制改革により、年間約2.25億円のコスト削減

量産に向けた開発の場合、顧客と納期を合意しており、開発の完了時期を遅らせることは困難。

その場合、電波暗室のレンタル、設置等で対応。そういった事態を回避できるのは大きい。

また、上市まで2か月短縮できることは、国際競争力という観点からも非常に大きい。

# まとめ

---

我が国がデジタル技術、無線通信、IoT等の分野において国際競争力を維持・強化していくためには、研究開発や実証実験を迅速かつ柔軟に実施できる環境を整備することが不可欠です。また、経済安全保障の観点からも、国内において最先端の研究開発等を行える環境を整えることが極めて重要です。

2019年、イノベーション促進を目的として、「技適未取得機器を用いた実験等の特例制度」が導入されましたが、研究開発の実態と必ずしも整合していない面も見受けられます。

制度開始から6年以上経過し、制度の利用状況、リスクの有無等についても徐々に明らかになっているかと思えます。研究開発の実態や国際的な制度動向も踏まえ、リスクベースアプローチに基づき、制度の見直しをご検討いただきたく存じます。

# 技適マークの表示について

# 背景・課題

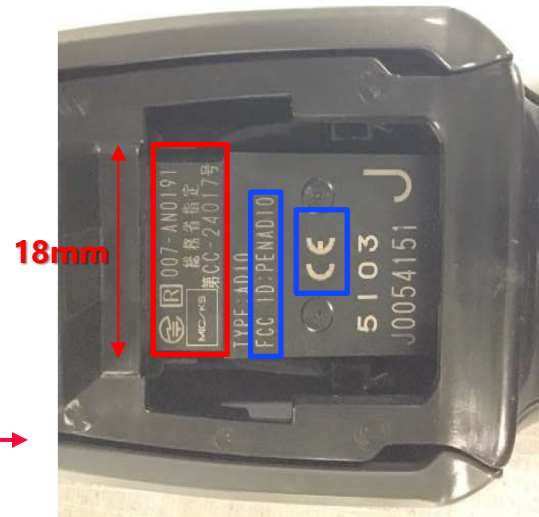
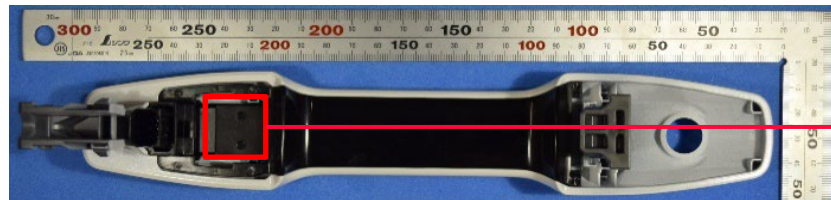
- 技適マークは、無線設備本体への表示が原則であり、容易に識別可能なものでなければならない
- 無線設備の大きさや製品の形状の特殊性により、印字スペースが確保できない場合、印字ミスによる廃却コストが生じる恐れあり。また、すべての仕向国のマークを印字できない場合、品番を分けて生産する必要が生じ、多大なコストが発生
- 2019年、スマートフォン等を念頭に表示方法がやや拡充されたが、利用することができない

電波法に基づく特定無線設備 基準認証制度マニュアルより抜粋



図6 工事設計認証の表示の様式  
工事設計認証番号

# デジタルキー向けアウトサイドドアハンドル内蔵無線機器の場合



限られたエリアに品質管理情報（トレーサビリティ）に加え、電波法へのマーキングを印字している

印字場所は、車両搭載状態でエンドユーザーからは視認できない

本製品は、共通で多くの車両に搭載されることから、世界各国の電波法認証を取得し、マーキングをする必要がある

日本の電波認証は、マーキングの負荷が欧米に比べて大きい  
表示エリアにおける占有も高く、品質保証（廃却リスク）、設備の調整負荷も大きい

表示エリアが確保できなくなった場合、マーキングのためだけに仕向けごとに生産を分ける必要あり、その場合コストインパクトは非常に大きい

# 直接表示の例外（要件）

## 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（抜粋）

### 第20条（表示）

法第38条の26の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- ① 様式第7号による表示を認証工事設計に基づく特定無線設備の見やすい箇所（**体内に植え込まれた又は一時的に留置された状態で使用される特定無線設備** その他の当該表示を付することが困難又は不合理である**特定無線設備**）にあつては、当該特定無線設備（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所）に付す方法
- ② 様式第7号による表示を認証工事設計に基づく特定無線設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によって当該特定無線設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法
- ③ 様式第7号による表示を認証工事設計に基づく特定無線設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該特定無線設備に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

**例示が極めて限定的な事由であるため、「当該表示を付することが困難又は不合理」という要件が容易に認められない（トレーサビリティ情報や他国のマークを印字できるなら、「表示を付することが困難」には当たらないと解釈されてしまう）**

# 直接表示の例外（表示方法）

## 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（抜粋）

### 第20条（表示）

法第38条の26の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- ① 様式第7号による表示を認証工事設計に基づく特定無線設備の見やすい箇所（体内に植え込まれた又は一時的に留置された状態で使用される特定無線設備その他の当該表示を付することが困難又は不合理である特定無線設備にあつては、当該特定無線設備（**取扱説明書及び包装又は容器**を含む。）の見やすい箇所）に付す方法
- ② 様式第7号による表示を認証工事設計に基づく特定無線設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によって**当該特定無線設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示**することができるようにする方法
- ③ 様式第7号による表示を認証工事設計に基づく特定無線設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて**当該特定無線設備に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示**することができるようにする方法

**①包装・容器がない、②ディスプレイを備えていない、③ディスプレイに接続できない無線設備は、原則通り、直接表示する他ない**

# 改革要望

- 無線設備に技適マークを直接表示しなくてもよい場合の要件の拡充
  - 無線設備が非常に小さく表示に十分なスペースがない場合
  - 設備の表面に凹凸があり、表示をすることが技術的に困難な場合
  - 意匠上の理由のために大きさ、形状、意匠により表示が困難な場合
  - 法律に基づく他のマーク、あるいは外国法に基づくマークにより表示が困難な場合
- 要件に該当する場合に取りうる表示方法の拡充
  - 取扱説明書、包装、または容器への表示
  - 二次元コード（QRコード等）での表示

※なお、高周波利用設備に該当する製品については、総務大臣の型式指定を受け、指定を受けた設備には技適マークとは別個のマークを付さなくてはならない場合あり。当該マークにも技適マークと同様の課題があり、同様の改革を要望。令和7年度末までの対応に向け、総務省にてご検討中

# 改革による効果

仮に下記条件の製品を生産した場合に、マーキングが原因で発生するコスト

- ・単価：2000円
- ・生産数：10万個／月
- ・プロダクトライフサイクル：6年
- ・廃却率：0.5%
- ・製品に全仕向国のマークを印字できなかったため、別品番とした割合：全生産数の20%
- ・品番を分けることによるコスト影響：100円／個

## ■ マーキングカスレ等による廃却費

$$2000円 \times 10万個 \times 72か月 \times 0.5\% = 7200万円$$

## ■ 品番を分けることによるコスト影響

$$100円 \times 10万個 \times 72か月 \times 20\% = 1億4000万円$$

→規制改革により、**一製品当たり2億円以上のコスト削減**

# まとめ

---

IoTの進展やデバイスの小型化・多様化に伴い、技適マークを直接表示することが困難な無線機器が増えています。かかる無線機器は、DXの推進やUX（ユーザー体験）向上のために重要なものであり、日本の事業者が競争力を維持していくためには、マーキングにかかるコストの削減や納期を短縮することが不可欠です。

他方、技適マークは、当該無線機器が技術基準に適合しているかどうかをユーザーが確認する意義を有しているところ、容易に確認できない無線機器が増えており（例：技適取得済みの無線モジュールを最終製品に組み込む場合）、新たな規律が必要になってきている状況です。

取扱説明書への表示や、二次元コードを介したWebでの表示は、事業者のコスト削減・納期短縮とユーザーの確認可能性を両立させるものであり、規制改革の方向性として適切なものと考えます。

***AISIN***  
*We Touch the Future*